

第78期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時

開催場所

岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地
当社本店 会議室

議 案

議案 取締役8名選任の件

<株主総会のお土産に関するお知らせ>

本株主総会におけるお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時15分まで

株 主 各 位

証券コード 6484

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

岐阜県加茂郡富加町高畑字稲荷641番地

株式会社 KVK

代表取締役社長 末 松 正 幸

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、2025年6月23日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kvk.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式関連情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「K V K」または「コード」に当社証券コード「6484」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



敬 具

記

1 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

2 場 所 岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地 当社本店 会議室

- 3 目的事項 報告事項 1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 議案 取締役8名選任の件

4 議決権行使のお取り扱い

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- （2）書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- （3）インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 インターネットによる開示事項

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

6 当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款に定めています。

当期末の剰余金の配当につきましては、2025年5月12日開催の取締役会において、直近の配当予想から1株当たり5円増配の40円とすることを次のとおり決議いたしました。これにより年間配当金は中間配当金（1株につき35円）を含め、1株につき合計75円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円
配当総額330,871,360円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日（水曜日）

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kvk.co.jp/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時15分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時15分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

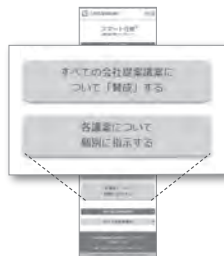
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

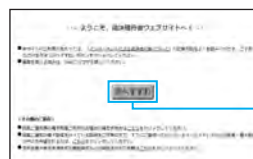
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

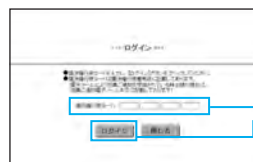
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案 取締役8名選任の件
取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位及び担当	
1	すえまつ 末松	まさゆき 正幸	代表取締役社長	再任
2	きたがわ 北川	き いち 喜一	取締役経営管理本部長 兼情報システム部長	再任
3	す どう 須藤	たかひろ 崇宏	取締役研究開発本部長、 品質保証室担当	再任
4	つぼうち 坪内	やすし 康	取締役営業本部長 兼営業推進部長	再任
5	か どう 加藤	こう じ 浩二	取締役生産本部長兼本社工場長 兼KPS推進室長	再任
6	やま だ 山田	やす し 康司	執行役員 海外事業室副担当	新任
7	おく だ 奥田	まさゆき 真之	社外取締役	再任 社外 独立
8	やま だ 山田	しん や 晋也	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
1	すえ まつ まさ ゆき 末 松 正 幸 (1961年11月22日生)	1988年 9 月 当社入社 1998年 2 月 当社総合企画室企画部企画課長 2002年 6 月 当社経営管理本部企画経理部長 2004年 6 月 当社取締役経営管理本部長 2006年 6 月 当社常務取締役経営管理本部長 2009年 6 月 当社代表取締役社長 2012年 4 月 当社代表取締役社長兼経営管理本部長 2012年 6 月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 大連北村閥門有限公司董事長 公益財団法人 K V K 福祉会理事長	178,250株
	【選任理由】 末松正幸氏は、2009年に代表取締役社長に就任以来、長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、水栓業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験を、当社の持続的な成長及び企業価値向上に活かせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び状況	所有する当社株式の数
2	きたがわきいち 北川喜一 (1963年2月23日生)	1985年3月 当社入社 2005年2月 当社総務部総務課長 2012年4月 当社総務部長 2018年4月 当社執行役員総務部長 2021年4月 当社執行役員経営管理副本部長兼企画部長 2021年6月 当社取締役経営管理副本部長兼企画部長 2021年10月 当社取締役経営管理本部長兼企画部長 2022年10月 当社取締役経営管理本部長兼総務部長 2024年5月 当社取締役経営管理本部長兼情報システム部長（現任）	5,900株
		【選任理由】 北川喜一氏は、総務・人事、働き方改革推進、ガバナンス・コンプライアンス強化等の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
3	すどうたかひろ 須藤崇宏 (1971年3月9日生)	1995年4月 当社入社 2014年4月 当社研究開発本部開発部設計一課長 2016年7月 当社研究開発本部開発部次長 2017年6月 当社研究開発本部開発部長 2020年10月 当社生産本部本社工場成膜技術部長兼成膜技術課長 2020年12月 当社生産本部本社工場成膜技術部長 2022年4月 当社生産本部本社工場製造二部長 2023年6月 当社取締役研究開発本部長、品質保証室担当兼開発部長 2024年4月 当社取締役研究開発本部長、品質保証室担当（現任）	1,900株
		【選任理由】 須藤崇宏氏は、新製品の開発部門の責任者を務めるなど、研究開発業務の豊富な経験を有していることに加え、製造部門においても豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営及び開発業務の推進を図るために、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
4	つば うち やすし 坪 内 康 (1966年10月29日生)	1990年 2 月 当社入社 2004年 1 月 当社営業本部北関東支社埼玉営業所長 2009年 4 月 当社営業本部東北支社仙台営業所長 2014年 4 月 当社営業本部営業推進部次長 2014年 6 月 当社営業本部営業推進部長 2014年 7 月 当社営業本部東北支社長代理 2014年 9 月 当社営業本部東北支社長 2016年 7 月 当社営業本部関東支社長 2024年 2 月 当社営業本部営業推進部長 2024年 5 月 当社執行役員営業副本部長兼営業推進部長 2024年 6 月 当社取締役営業副本部長兼営業推進部長 (現任)	3,500株
	【選任理由】 坪内康氏は、営業マネジメント等における幅広い実務を経験し、営業部門経営を長年にわたり努め、豊富な経験・実績・見識を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
5	か とう こう じ 加 藤 浩 二 (1971年2月6日生)	1992年 3 月 株式会社喜多村合金製作所入社 2006年10月 同社富加工場商品二課長 2008年 3 月 当社入社 2012年 4 月 当社生産本部富加工場組立二課長 2014年 4 月 当社生産本部生産管理部生産管理二課長 2016年 7 月 当社生産本部生産管理部生産管理課長 2018年 6 月 当社生産本部生産管理部物流課長 2019年 7 月 当社海外事業室次長 2019年 8 月 当社生産本部生産管理部次長 2020年 7 月 当社生産本部生産管理部長 2023年10月 当社生産本部本社工場製造四部長 2024年 5 月 当社執行役員生産副本部長兼本社工場長兼製造四部長 2024年 6 月 当社取締役生産副本部長兼本社工場長兼KPS推進室長 (現任)	500株
	【選任理由】 加藤浩二氏は、長年にわたり製造部門の責任者を務め、ものづくりの現場におけるマネジメントに関して豊富な経験・実績・見識を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び状況	所有する当社株式の数
6	※ やま だ やす し 山田 康 司 (1965年10月24日生)	1988年 4 月 株式会社喜多村合金製作所入社 2002年 5 月 同社MYM事業部開発企画室課長 2005年 3 月 同社開発部次長 2008年 3 月 当社入社 研究開発本部開発部商品企画課長 2017年 4 月 当社営業本部関西支社次長兼大阪特需営業所長 2020年 6 月 当社営業本部関西支社長 2024年 4 月 当社研究開発本部開発部長 2025年 4 月 当社執行役員海外事業室副担当（現任）	1,600株
	【選任理由】 山田康司氏は、研究開発業務の豊富な経験を有していることに加え、営業部門においても豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の海外市場の新規拡大及び既存顧客深耕の推進を図るため、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。		
7	おく だ まさ ゆき 奥 田 真 之 (1962年10月11日生)	1985年 4 月 株式会社十六銀行入行 2012年 7 月 同行法人営業部経営相談室調査役 2013年 7 月 同行人事部付株式会社十六総合研究所出向 同所主席研究員兼シニアコンサルタント 2013年10月 東海学園大学経営学部非常勤講師(現任) 2014年 4 月 愛知学院大学商学部非常勤講師 愛知淑徳大学ビジネス学部非常勤講師（現任） 2016年 3 月 株式会社十六銀行退職 2016年 4 月 愛知産業大学経営学部総合経営学科教授（現任） 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 奥田真之氏は、数々の大学で経営学の教授として教鞭をとられ、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営及び企業価値向上に資する有用な意見・提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当社の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
8	やま だ しん や 山 田 晋 也 (1977年6月28日生)	2004年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年 6 月 監査法人トーマツ退所 2008年 7 月 あらた監査法人（現：PwC Japan 有限責任監査法人）入所 2008年 7 月 公認会計士登録 2011年 8 月 税理士登録 2011年 8 月 あらた監査法人退所 2011年 9 月 山田公認会計士事務所開設（現任） 2011年 9 月 山田晋也税理士事務所開設 2017年11月 愛知県住宅供給公社監事就任（現任） 2021年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 山田晋也氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。監査法人や税理士法人における豊富な業務経験を活かし、当社の経営全般において適切な提言をいただくことにより当社のガバナンスが強化されることを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由及び経営コンサルタントとしての経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 奥田真之氏及び山田晋也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 奥田真之氏及び山田晋也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって奥田真之氏が8年、山田晋也氏が4年となります。
5. 当社は、奥田真之氏及び山田晋也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、奥田真之氏及び山田晋也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りであります。各取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

氏 名	経営経験	営業 ・ マーケティング	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク管理	国際事業 ・ 海外知見	技術 ・ 品質	業界に関する 知見	人材 ・ 労務 ・ 人材開発
末松 正幸	●	●	●		●		●	●
北川 喜一				●				●
須藤 崇宏						●	●	
坪内 康		●					●	
加藤 浩二						●	●	
山田 康司		●				●	●	
奥田 真之		●	●					
山田 晋也			●	●				

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における事業環境は、物価上昇等の影響を受け個人消費に停滞が見られるものの、景気は緩やかな回復基調となりました。一方、住宅市場におきましては、建築資材価格や人件費の高騰など建築コストの上昇に伴う住宅価格の高止まり及び住宅ローン金利引き上げへの懸念から、住宅取得マインドの低下もあり、新設住宅着工戸数は前期比で減少傾向が続くなど厳しい状況となりました。

このような状況のなか、当社グループは、お客様への新たな価値の提供を目指し、中期経営計画「KVK Innovation」に掲げた重点戦略に取り組んでまいりました。

直径1 μ m未満の微細な泡が皮脂汚れを落とすウルトラファインバブルシャワーヘッドは発売以来ご好評をいただいておりますが、この泡発生機構の応用展開として、ウルトラファインバブル発生機能を備えたキッチン用シングルシャワー付混合栓及び洗面用シングル洗髪シャワー付混合栓を発売しました。直径1 μ m未満の微細な泡が汚れの隙間に入り込み洗浄効果を高め、水まわりの作業を快適に行うことができます。

生産能力増強のための新工場棟2棟は、射出成型と樹脂めっきラインを構築し、樹脂部品増産体制を整えました。稼働率も上昇し安定稼働しております。今後、主要な原材料である銅合金の価格変動リスクに備え、水栓における樹脂の使用比率を高め、樹脂部品の増産を図ります。

当社は、K P S (KVK Production System) 活動を柱に最適生産を目指し、あらゆる無駄の排除とコスト競争力の強化を推し進めております。本社を軸とした各生産拠点による最適地調達・最適地生産への取り組みにより、高効率な生産体制づくりを進め、原価低減に寄与してまいります。

当連結会計年度における連結業績につきましては、新設住宅着工戸数が低調で推移するなか、採算性を考慮した販売品目の見直しにより、売上高は29,648百万円（前期比0.5%減）、営業利益は2,660百万円（前期比5.2%増）となりました。投資有価証券売却益もあり経常利益は3,072百万円（前期比7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,110百万円（前期比6.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

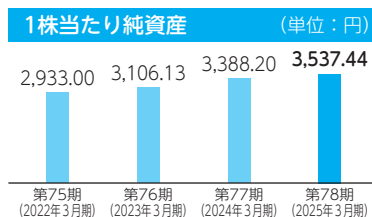
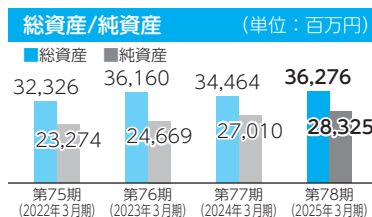
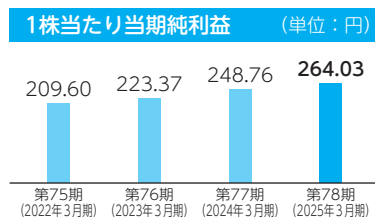
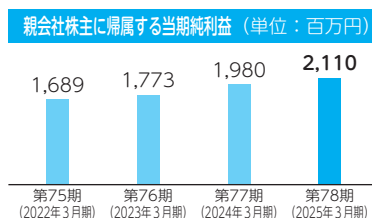
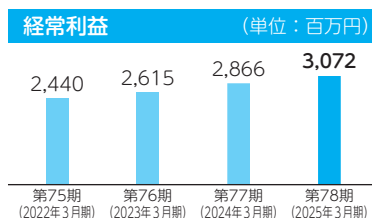
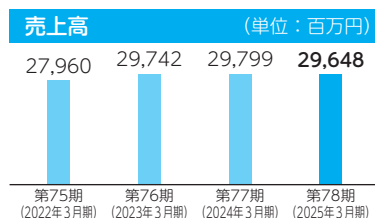
当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は873百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当社本社工場 金型の取得 157百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金で充当いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第75期 (2022年3月期)	第76期 (2023年3月期)	第77期 (2024年3月期)	第78期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	27,960,301	29,742,600	29,799,675	29,648,936
経常利益 (千円)	2,440,210	2,615,225	2,866,914	3,072,600
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,689,505	1,773,560	1,980,526	2,110,780
1株当たり 当期純利益 (円)	209.60	223.37	248.76	264.03
総資産 (千円)	32,326,945	36,160,884	34,464,147	36,276,344
純資産 (千円)	23,274,487	24,669,163	27,010,414	28,325,666
1株当たり 純資産額 (円)	2,933.00	3,106.13	3,388.20	3,537.44

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は雇用・所得環境の改善や各種政策等により景気は緩やかな回復が期待される一方で、物価の上昇や円安・金利上昇への懸念も依然として続いており、また、アメリカによる通商政策で世界的に景気後退懸念が強まるなど、先行きが見通せない状況にあります。当社グループを取り巻く経営環境につきましても、原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な為替変動の影響による物価上昇、仕入コスト増加など、厳しい状況が続くものと予想されます。

こうしたなか当社グループは、引き続きお客様より指名買いされるような付加価値の高い商品の開発に取り組むとともに、原材料費、物流費及び燃料費等のさらなる上昇による製造コスト増加が避けられない状況のなか、新工場棟を活用した高効率な生産体制によるコスト競争力強化及び安定供給体制の構築を図ります。

以上により、当社グループの次期連結業績予想につきましては、売上高30,500百万円、利益面では、原材料価格の高騰や為替変動リスクなど未確定な要因が多く、不透明な状況で推移するものと考えられることから、営業利益2,700百万円、経常利益2,800百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,900百万円を見込んでいます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金		出 資 比 率	主要な事業内容
大連北村閥門有限公司	中 華 人 民 共 和 国 遼 寧 省 大 連 市 經 済 技 術 開 発 区 淮 河 西 路 1 5 号	千円 1,640,644	千米ドル (13,600)	100%	給水栓の製造・販売
K V K PHILIPPINES, INC.	T a n a u a n City, Batangas, P h i l i p p i n e s	千円 31,511	千ペソ (14,600)	100%	給水栓部品の製造

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、給水栓、給排水金具、継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本	社	岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷641番地
支	社	東北（仙台市若林区）・関東（東京都中央区）・関西（大阪市西区）・西日本（福岡市博多区）
営	業	所 札幌（札幌市東区）・仙台（仙台市若林区）・盛岡（岩手県盛岡市）・宇都宮（栃木県宇都宮市）・さいたま（さいたま市大宮区）・千葉（千葉市中央区）・東京（東京都中央区）・東京特需（東京都中央区）・横浜（横浜市港北区）・多摩（東京都立川市）・名古屋（名古屋市熱田区）・大阪（大阪市西区）・大阪特需（大阪市西区）・岡山（岡山市北区）・広島（広島市安佐南区）・福岡（福岡市博多区）・鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
出	張	所 つくば（茨城県つくば市）・新潟（新潟市中央区）・北陸（石川県金沢市） 静岡（静岡市駿河区）・京滋（京都市南区）・神戸（神戸市中央区）
工	場	本社（岐阜県加茂郡富加町）・飛騨古川（岐阜県飛騨市）

② 子会社

大連北村閥門有限公司（中華人民共和国）・KVK PHILIPPINES, INC.（フィリピン共和国）

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,022 (167) 名	42名減 (11名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託及び準社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
625 (166) 名	4名増 (12名減)	39.8歳	14.6年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（嘱託及び準社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

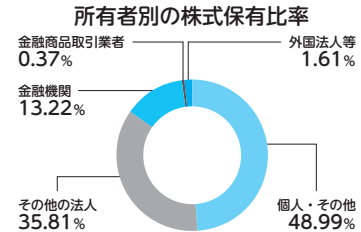
該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,120,500株
 (2) 発行済株式総数 8,322,178株
 (3) 株主数 1,898名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
有限会社北村興産	11,924百株	14.41%
K V K 取引先持株会	6,127百株	7.40%
株式会社十六銀行	3,629百株	4.38%
岐阜信用金庫	2,935百株	3.54%
北村博志	2,895百株	3.49%
北村嘉弘	2,855百株	3.45%
末松容子	2,785百株	3.36%
元気なぎふ応援基金	2,695百株	3.25%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,644百株	3.19%
K V K 従業員持株会	2,332百株	2.81%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（50,394株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数は、すべて信託業務（役員向け株式交付信託）に係る株式であります。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役 員 区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	29,000株	6名
社 外 取 締 役	0株	0名
監 査 役	1,500株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (3) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記以外に、付与ポイントに相当する当社株式のうち5,000株については、時価相当額に換算した金銭で支給しております。
3. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2025年3月31日現在）

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長		末	松 正 幸	大連北村閥門有限公司董事長、 公益財団法人K V K 福祉会理事長
取	締	役	北 川 喜 一	経営管理本部長兼情報システム部長
取	締	役	竹 中 智	海外事業室担当、 大連北村閥門有限公司副董事長
取	締	役	須 藤 崇 宏	研究開発本部長、品質保証室担当
取	締	役	坪 内 康	営業本部長兼営業推進部長
取	締	役	加 藤 浩 二	生産本部長兼本社工場長兼KPS推進室長
取	締	役	奥 田 真 之	愛知産業大学経営学部総合経営学科教授
取	締	役	山 田 晋 也	公認会計士 山田公認会計士事務所代表 税理士
常 勤	監 査	役	恒 川 哲 也	
監	査	役	杉 浦 勝 美	税理士 杉浦勝美税理士事務所所長 二チハ株式会社社外監査役
監	査	役	森 裕 之	弁護士 森裕之法律事務所所長

- (注) 1. 取締役奥田真之及び取締役山田晋也は社外取締役であります。
2. 監査役杉浦勝美及び監査役森裕之は、社外監査役であります。
3. 監査役杉浦勝美は税理士資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役奥田真之、取締役山田晋也、監査役杉浦勝美及び監査役森裕之を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 2024年6月21日開催の第77期定時株主総会において、取締役坪田充夫及び取締役長濱卓美は任期満了により退任いたしました。
- ② 2024年6月21日開催の第77期定時株主総会において、新たに坪内康及び加藤浩二が取締役に選任され就任いたしました。
- ③ 当事業年度中の取締役及び監査役の地位及び担当等の異動

氏 名	異動後	異動前	異動年月日
須 藤 崇 宏	取締役 研究開発本部長 品質保証室担当	取締役 研究開発本部長 品質保証室担当兼開発部長	2024年4月1日
北 川 喜 一	取締役 経営管理本部長 兼情報システム部長	取締役 経営管理本部長 兼総務部長	2024年5月1日

(3) 取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬	
取 締 役	112,662千円	83,157千円	29,505千円	10人
監 査 役	17,289千円	14,760千円	2,529千円	3人
合 計 (うち社外役員)	129,951千円 (9,600千円)	97,917千円 (9,600千円)	32,034千円 (－千円)	13人 (4人)

- (注) 1. 上記には、2024年6月21日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬の内容は当社の株式であり、株式交付信託の仕組みを用いた制度を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各役員に対して交付される株式報酬制度です。付与するポイントの条件等は後記「④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における株式の交付状況は前記「2.

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の基本報酬である金銭報酬の額は、2009年6月25日開催の第62期定時株主総会において、取締役について1事業年度あたり200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役について年額20,000千円以内とそれぞれ決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役は3名であります。

非金銭報酬は信託を用いた株式報酬制度を導入しており、2018年6月28日開催の第71期定時株主総会において、当初信託期間（約5年間）に交付するために必要な株式の取得資金として当社が拠出する金銭は640,000千円（うち取締役分594,000千円、監査役分46,000千円）、信託期間延長時における追加取得資金は1年につき64,500千円（うち取締役分60,000千円、監査役分4,500千円の拠出）をそれぞれ上限とし、取締役及び監査役に付与するポイント数の上限につきまして金銭報酬と別枠で1事業年度あたり、取締役については30,000ポイント、監査役については3,000ポイントと決議しております。株式の交付は、累積ポイント数に相当する当社株式を1ポイントにつき株式1株を、原則として退任時に行われます。なお、社外役員につきましては、独立性の確保の観点から、金銭報酬のみで構成しております。当該株主総会終結時点の、対象となる取締役の員数は6名、監査役は1名であります。

2023年6月22日開催の第76期定時株主総会において、株式報酬制度（以下「本制度」という。）の内容を一部変更することを決議しております。本制度に基づき取締役及び監査役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、第76期定時株主総会後の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイントに相当する当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間において譲渡制限を付けるものとしております。当該株主総会終結時点の、対象となる取締役の員数は6名、監査役は1名であります。

また、2008年6月26日開催の第61期定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第61期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2023年6月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の通り決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては取締役会において、その決定内容及び理由の報告により、取締役会は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬となる固定報酬と非金銭報酬となる株式報酬にて構成し、その報酬決定にあたっては中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて貢献する意識を高めることを目的とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬体系とすることを基本方針とする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額定期同額報酬とし、各取締役の基本報酬については同規模の他社水準、従業員の給与・賞与水準等をベースに前年の報酬実績を参考として、当社経営環境・業績などを総合的に勘案のうえ、決定するものとする。

(iii) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の株式報酬は、株価に対して株主と共通の視点を持ち、企業価値の向上に向けた貢献意欲をより高めることを目的として、株式交付信託の仕組みを用いた制度を導入する。付与するポイント数は、2023年6月22日開催の取締役会において決議された株式交付内規（RS信託用）において定めた各役務対象期間に関して、当該事業年度における役位を勘案して定まる数のポイントを付与し、各ポイント付与日以降、所定の期間内に当該付与ポイントに相当する当社株式を交付したうえで、退任までの期間において、譲渡制限を付けるものとする。2023年6月22日開催の定時株主総会終結以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、2018年6月28日開催の取締役会決議のとおり、各取締役等は原則としてその退任時に所定の手続を行って、当該付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合について当社株式の時価相当額で換算した金銭を支給するものとする。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の取締役の株式報酬は、固定報酬に在任年数及び役位別の係数を乗じた金額の合計となるよう株式交付内規を設計する。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額は、株主総会で承認された範囲内で、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任する。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会は、代表取締役社長末松正幸に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 奥田 真之

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役奥田真之は、愛知産業大学経営学部総合経営学科の教授であります。当社と愛知産業大学との間に特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、数々の大学で経営学の教授として教鞭をとられている豊富な経験と高い見識から、取締役会において、主に財務及び経営全般について専門的な知識から適宜質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

② 取締役 山田 晋也

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役山田晋也は、山田公認会計士事務所の代表であります。当社と山田公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的な知見を有していることから、取締役会において、主に財務及び経営全般について専門的な知識から適宜質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 監査役 杉浦 勝美

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役杉浦勝美は、杉浦勝美税理士事務所の所長であります。当社と杉浦勝美税理士事務所との間に特別な関係はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役杉浦勝美は、ニチハ株式会社の社外監査役であります。当社とニチハ株式会社との間に特別な関係はありません。

(iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会8回のうち8回に出席し、税務署長及び税理士として培われた財務・税務知識から、監査役会及び取締役会において、主に会計・税務の面から適宜質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 監査役 森 裕之

(i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役森裕之は、森裕之法律事務所の所長であります。当社と森裕之法律事務所との間に特別な関係はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

(iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会8回のうち8回に出席し、弁護士として長年の法律実務の経験により培われた法律に関する豊富な経験と高い見識から、監査役会及び取締役会において、主に企業法務の面から適宜質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全ての取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は填補の対象としない等、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 コスモス

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業倫理の確立、法令遵守、社会的責任達成のため、「企業行動規範」を制定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の重要性や内部通報制度について教育を実施し、社員の意識向上に取り組む。
- ② 社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な活動を阻害する恐れのある反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、職務の執行に係る各種情報（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・各種契約書・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・事業報告・附属明細書・その他重要文書）の保存及び管理については、法令及び社内規程によるものとする。監査役から要求があった場合には、遅滞なく当該情報の閲覧に応じる。
- ② 情報開示については、情報管理責任者（情報開示担当役員）を置き、法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報の一元管理を行い、迅速かつ正確な情報開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、事業環境の変化に対応するため、当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクを統括的に把握・管理することが重要であると認識し、「リスク管理委員会」を設け、必要な都度開催し、社内規程の整備をはじめ、平常時・発生時の観点から年1回既存リスクの見直しや新たなリスクの洗い出しなど経営上のリスクを総合的に分析し、潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策に取り組む。
- ② 品質、安全衛生、環境、情報セキュリティなどのリスクについては、その担当部署又は委員会を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月原則1回開催し、経営の基本方針・法令事項・その他の経営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うため、取締役（社外を除く）及び常勤監査役で構成する経営会議を取締役会の下に設け、毎週原則1回開催し、業務上の重要事項について慎重な審議を行い、取締役会で決定する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に権限及び責任の詳細を定める。
- ③ 当社は、将来の経営環境を見据え、当社グループの中期経営計画・年度利益計画を策定し、目標値を設定する。各担当取締役は、経営計画を達成するため、各部署が目標達成に向けた具休策を決定し、経営会議において定期的に達成状況のレビューと改善策を報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営について担当取締役を責任者として置き、月1回の取締役会に担当取締役が出席し、職務執行の定期的な報告と重要案件について審議を行い、当社グループの迅速かつ的確な意思決定を図るなど、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理に取り組む。また、必要に応じて子会社への指導・支援並びにモニタリングを通じ、経営全般の実効性を高める。
- ② 当社は、内部統制・牽制機能として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役（監査役会）と連携するとともに、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行う。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づき内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令などとの適合性を確保する。
- ② 取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関して適切に監督を行う。

(7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 当社は、現在監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、監査役から求められた場合には、取締役と監査役の協議の上、監査役の職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を配置する。
- ② 当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。
- ③ 当該使用人の適切な職務の遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分などについては、監査役の事前同意を得るものとする。

(8) **取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社グループの取締役及び使用人などは、監査役会の定めるところにより、以下の事項を監査役に報告する。
 - ・ 内部統制システムの構築及び運用状況
 - ・ 当社グループに著しい損害・不利益を及ぼす恐れのある事実
 - ・ 取締役及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款・社内規程などに違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合、当該事実
 - ・ 経営会議で報告・審議された案件
 - ・ 内部監査室が実施した監査結果
 - ・ リスク管理委員会の活動状況及び内部通報制度による通報状況
- ② 当社は、当社グループの取締役及び使用人などが当社監査役への当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役会を奇数月、4月及び6月に開催し、監査に関する重要事項について協議・決議を行うとともに、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営会議をはじめ社内の重要会議への参加や監査計画に基づく各部署・子会社の個別監査を通じ、取締役の職務執行に関する適法性や内部統制システムの有効性の経営実態を把握し、適宜意見陳述を行うなど経営の適正な監査・監視に努める。
- ③ 監査役は、会計監査人と監査計画に基づき、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人から監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を受け、財務報告の信頼性を確認するとともに、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざす。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を受ける。
- ④ 当社は、監査役が職務の執行に伴い生じる費用の請求を行った場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

(当期における当該体制の運用状況の概要について)

当社は、上記に挙げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行いました。

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「K V K企業行動規範ハンドブック」を作成しており、従業員に対して行動規範の浸透や法令遵守状況の確認を実施いたしました。
- ② 当社は、当事業年度にリスク管理委員会を2回開催しております。当委員会は経営管理本部長を委員長とし、各部門の責任者で構成しており、経営上のリスクを総合的に分析し潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策について審議いたしました。
- ③ 内部監査室は、当社内各部門への内部監査を当事業年度において29回実施いたしました。監査結果につきましては経営会議にて報告を行いました。
- ④ 監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、当事業年度において8回開催し幅広い協議を重ね経営に対して積極的に助言や提言を行っております。
- ⑤ 社外監査役を含む監査役は、取締役会の出席及び常勤監査役による経営会議の出席を通じて、取締役の職務執行の監査や内部統制システムの整備並びに運用状況の確認を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、目標とする経営指標として自己資本利益率（ROE）10%を設定し、経営環境及び配当性向などを総合的に勘案し、成果の分配を行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当及び中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、競争力を高め、将来の事業拡大を図るための設備投資や研究開発などに有効活用してまいります。

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、2025年5月12日開催の取締役会において、直近の配当予想から5円増配し、1株当たり40円とすることを決議いたしました。これにより年間配当金は、中間配当金（1株につき35円）を含め、1株につき合計75円となります。なお、配当金の支払い開始日（効力発生日）は、2025年6月25日（水曜日）とさせていただきます。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,813,181	流 動 負 債	7,377,344
現金及び預金	5,455,618	支払手形及び買掛金	1,490,624
受取手形	967,040	電子記録債務	2,817,802
売掛金	3,849,620	リース債務	27,308
電子記録債権	6,146,733	未払法人税等	526,720
商品及び製品	1,009,917	賞与引当金	465,194
仕掛品	1,378,594	製品保証引当金	149,000
原材料及び貯蔵品	1,862,506	設備関係支払手形	119,716
その他	263,849	営業外電子記録債務	105,013
貸倒引当金	△120,700	その他	1,675,963
固 定 資 産	15,463,163	固 定 負 債	573,333
有形固定資産	9,852,808	リース債務	43,207
建物及び構築物	3,046,693	退職給付に係る負債	62,931
機械装置及び運搬具	3,811,343	役員株式給付引当金	304,307
土地	2,007,141	資産除去債務	43,620
リース資産	64,272	その他	119,267
建設仮勘定	599,313	負 債 合 計	7,950,677
その他	324,044	純 資 産 の 部	
無形固定資産	621,076	株 主 資 本	27,447,136
借地権	44,328	資 本 金	2,854,934
ソフトウェア	177,311	資 本 剰 余 金	3,023,334
ソフトウェア仮勘定	386,817	利 益 剰 余 金	22,063,635
その他	12,618	自 己 株 式	△494,767
投資その他の資産	4,989,278	その他の包括利益累計額	878,530
投資有価証券	1,686,605	その他有価証券評価差額金	291,410
投資不動産	2,338,887	為替換算調整勘定	460,898
繰延税金資産	112,134	退職給付に係る調整累計額	126,220
退職給付に係る資産	768,011	純 資 産 合 計	28,325,666
その他	83,639	負 債 純 資 産 合 計	36,276,344
資 産 合 計	36,276,344		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		29,648,936
売上原価		22,042,966
売上総利益		7,605,969
販売費及び一般管理費		4,945,049
営業利益		2,660,920
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,943	
投資有価証券売却益	224,899	
投資不動産賃貸料	171,269	
為替差益	23,416	
その他	126,282	562,810
営業外費用		
売上割引	48,558	
投資不動産賃貸費用	98,689	
その他	3,882	151,130
経常利益		3,072,600
特別利益		
固定資産売却益	3,862	3,862
特別損失		
固定資産除却損	6,581	6,581
税金等調整前当期純利益		3,069,882
法人税、住民税及び事業税	941,125	
法人税等調整額	17,977	959,102
当期純利益		2,110,780
親会社株主に帰属する当期純利益		2,110,780

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	19,094,467	流動負債	7,323,889
現金及び預金	4,562,879	支払手形	39,667
受取手形	967,040	電子記録債権	2,817,802
売掛金	3,871,306	買掛金	1,621,409
電子記録債権	6,146,733	リース債権	27,308
商品	68,866	未払金	567,076
製品	709,144	未払費用	188,253
仕掛品	1,001,851	未払法人税等	507,889
原材料	1,102,446	賞与引当金	465,194
貯蔵品	197,630	製品保証引当金	149,000
費用	27,791	預り	94,692
未収金	472,191	設備関係支払手形	119,716
その他の金	87,284	営業外電子記録債権	105,013
貸倒引当金	△120,700	その他の他	620,865
固定資産	15,832,544	固定負債	583,771
有形固定資産	9,233,691	リース債務	43,207
建物	2,285,155	退職給付引当金	73,369
構築物	602,945	役員株式給付引当金	304,307
機械及び装置	3,337,782	長期未払金	5,727
車両運搬具	26,279	長期預り保証金	113,540
工具、器具及び備品	310,800	資産除去債務	43,620
土地	2,007,141	負債合計	7,907,661
リース資産	64,272	純資産の部	
建設仮勘定	599,313	株主資本	26,727,940
無形固定資産	576,200	資本金	2,854,934
ソフトウェア	176,764	資本剰余金	3,023,334
ソフトウェア仮勘定	386,817	資本準備金	3,023,334
電話加入権	9,232	利益剰余金	21,344,439
その他の他	3,385	利益準備金	707,856
投資その他の資産	6,022,653	その他利益剰余金	20,636,582
投資有価証券	1,686,605	別途積立金	18,500,000
出資	510	繰越利益剰余金	2,136,582
関係会社出資	1,213,593	自己株式	△494,767
投資不動産	2,338,887	評価・換算差額等	291,410
長期前払費用	4,711	その他有価証券評価差額金	291,410
前払年金費用	595,997	純資産合計	27,019,350
繰延税金資産	141,958	負債純資産合計	34,927,012
その他の他	40,390		
資産合計	34,927,012		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			29,448,721
売上原価			22,657,989
売上総利益			6,790,731
販売費及び一般管理費			4,540,543
営業利益			2,250,188
営業外収益			
受取利息及び配当金	196,438		
投資有価証券売却益	224,899		
技術指導料	46,839		
投資不動産賃貸料	171,269		
その他	136,237		775,684
営業外費用			
売上割引	48,558		
投資不動産賃貸費用	98,689		
その他	1,452		148,700
経常利益			2,877,172
特別利益			
固定資産売却益	3,862		3,862
特別損失			
固定資産除却損	6,061		6,061
税引前当期純利益			2,874,973
法人税、住民税及び事業税	845,389		
法人税等調整額	15,040		860,430
当期純利益			2,014,543

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社KVK
取締役会 御中

監査法人コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 岩 村 豊 正
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 長 坂 尚 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KVKの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KVK及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社K V K
取締役会 御中

監査法人コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 岩 村 豊 正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長 坂 尚 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき株式会社KVKの2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株 式 会 社 K V K 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 恒 川 哲 也 ㊟
監 査 役 杉 浦 勝 美 ㊟
監 査 役 森 裕 之 ㊟

(注) 監査役杉浦勝美及び監査役森裕之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

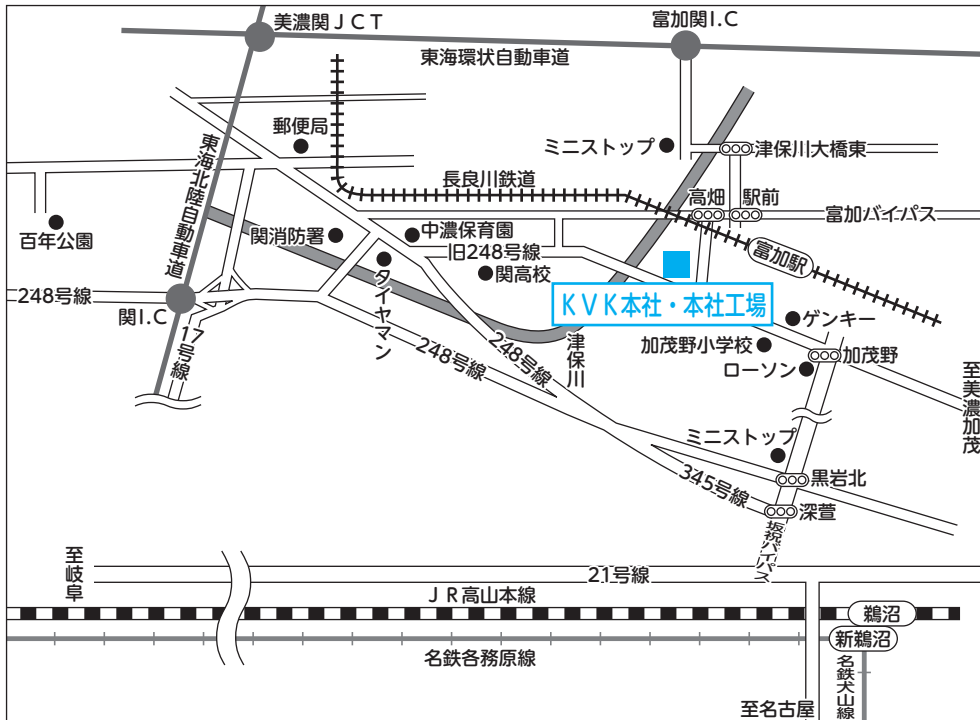
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines on a light gray background.

株主総会会場ご案内略図

会 場 当社本店 会議室

岐阜県加茂郡富加町高畑字稻荷 6 4 1 番地

電話 0574-55-1120



《交通のご案内》

- ◎東海北陸自動車道 関I.Cより車で約10分
◎東海環状自動車道 富加関I.Cより車で約10分
◎J R 高山本線 鵜沼駅より車で約20分